明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律（三七）　二
○郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（三八）　三

〔省　令〕
○道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（国土交通四六）　四

〔告　示〕
○無線従事者の養成課程の授業に適した標準教科書を定める件の一部を改正する件（総務二一二）　四
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（法務三二八）　五
○保安林の指定を解除する件（農林水産一五〇二）　五
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一五〇三～一五一〇）　七
○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（国土交通七一七）　八
○高速自動車国道に関する件（同七一八）　八
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（同七一九～七二一）　八

〔国会事項〕
内閣　内閣府　法務省　外務省　八

〔人事異動〕
官庁事項　九

〔皇室事項〕
登録検査機関の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　九

〔官庁報告〕
法　務
公証人任免（法務省）　九
労　働
争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　九
国家試験
平成二十七年航空工場検査員国家試験（経済産業省）　一〇

〔公　告〕
諸事項　一〇

官庁
財団、有権者申出方関係　二九

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　二九

地方公共団体
教育職員免許状失効関係　二九

会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律（法律第三七号）（法務省）

1　長期間の審判を要する事件等の対象事件からの除外

地方裁判所は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項各号に掲げる事件について、次のいずれかに該当するときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、これを裁判官の合議体で取り扱う決定をしなければならないこととした。（第三条の二第一項関係）

(一)　公判前整理手続による当該事件の争点及び証拠の整理を経た場合であって、審判に要すると見込まれる期間が著しく長期にわたること又は裁判員が出頭しなければならないと見込まれる公判期日若しくは公判準備が著しく多数に上ることを回避することができないときにおいて、他の事件における裁判員の選任又は解任の状況、法第二七条第一項に規定する裁判員等選任手続の経過その他の事情を考慮し、裁判員の選任が困難であり又は審判に要すると見込まれる期間の終了に至るまで裁判員の職務の遂行を確保することが困難であると認めるとき。

(二)　法第二条第一項の合議体を構成する裁判員の員数に不足が生じ、かつ、裁判員に選任すべき補充裁判員がない場合であって、その後の審判に要すると見込まれる期間が著しく長期にわたること又はその期間中に裁判員が出頭しなければならないと見込まれる公判期日若しくは公判準備が著しく多数に上ることを回避することができないときにおいて、他の事件における裁判員の選任又は解任の状況、法第四六条第二項及び同項において準用する法第三八条第一項後段の規定による裁判員及び補充裁判員の選任のための手続の経過その他の事情を考慮し、裁判員の選任が困難であり又は審判に要すると見込まれる期間の終了に至るまで裁判員の職務の遂行を確保することが困難であると認めるとき。